

外国人の不法就労の根絶に向けて 「ストップ不法就労・共生ぐんま宣言」調印式に出席

9月26日、群馬県庁6階秘書課会議室にて、「ストップ不法就労・共生ぐんま宣言」調印式が開かれ、本会大竹良明会長が出席した。

本宣言は、不法滞在・不法就労といったルールを守らない外国人県民をなくすとともに多文化への理解を進め、外国人との秩序ある共生社会を実現しようとするもので、群馬県と趣旨に賛同する経済団体や業界団体など11団体が調印を行った。



趣旨説明を行う山本知事

山本一太群馬県知事は、調印式に出席した各団体に対し、趣旨賛同に対するお礼の挨拶の後、本宣言の趣旨を説明。治安対策強化の一環として「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」が政府でもまとめられたところであるが、

外国人就労等が多い本県では問題も多発し、外国人に対する不安や懸念も増加している。こうした中、県民の安心・安全を守る新たな取組みにつなげたいと述べた。

続いて行なわれた出席団体挨拶の中で大竹会長は、「本会会員400組合の傘下組合員は約2万社にのぼる。あらゆる業界を含んでいるため、就労環境も様々となるが、受け入れ側となる各企業側が法やルールを遵守することで不法就労の防止を目指すとともに多文化共生への理解・周知に協力していきたい」と述べた。

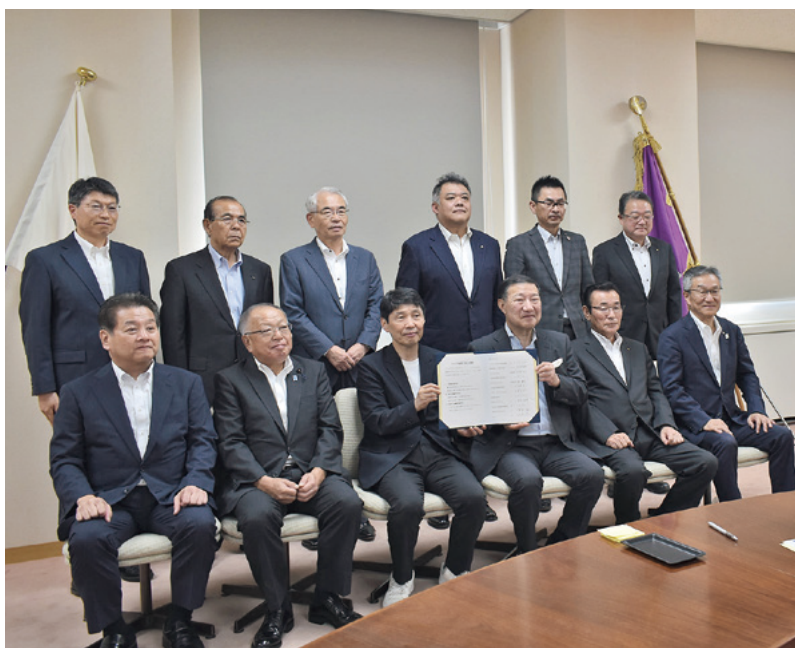
調印式には、群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合の田村明義理事長も出席。外国人材の採用面接時に、在留資格の確認アプリを活用しているなど、不法就労防止の取組みについて紹介した。



大竹会長



田村理事長



署名した宣言書を手にする山本知事と11団体の代表者

宣言書に調印した群馬県と11団体

一般社団法人群馬県老人福祉施設協議会
群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合
群馬県森林組合連合会
一般社団法人群馬県木材組合連合会
群馬県農業協同組合中央会
一般社団法人群馬県経営者協会
一般社団法人群馬県商工会議所連合会
群馬県商工会連合会
群馬県中小企業団体中央会
公益財団法人群馬県観光物産国際協会
一般社団法人群馬県建設業協会
群馬県

ストップ不法就労・共生ぐんま宣言

ルールを守らない 外国人県民をなくし、ルールを守る外国人県民は
地域経済や活力をともに創る「仲間」として受け入れ、外国人との秩序
ある共生社会の実現を目指し、ここに宣言します。

記

1 不法就労を認めない

- ◆ 不法就労を発見したら警察等に相談・通報する。
- ◆ 外国人の就労に係る制度を理解し在留資格の確認を徹底する。

2 適正な労働条件を守る

- ◆ 関係法令を遵守し、安全衛生環境を整備する。
- ◆ 外国人材に対し、契約内容を分かりやすく伝える。

3 多文化への理解を促進する

- ◆ 宗教や文化の違いを理解するよう努め、できるだけ配慮を行う。
- ◆ 職場での円滑なコミュニケーションに努める。

中小企業振興対策に対する令和8年度群馬県補助金の予算確保を 自由民主党群馬県支部連合会へ要望

10月7日県議会庁舎において開催された自由民主党群馬県支部連合会の政調懇談会に本会石川靖副会長が出席し、令和8年度群馬県に対する政策・予算要望を行った。

石川副会長は挨拶の中で、物価高騰や賃上げが重要な課題であり、企業にとっては大きな経営負担となる厳しい現状が続いているが、今後も業種



横断的連携組織を通じて、県内経済を支える中小・小規模企業の持続的成長に寄与していくと述べ、特段の配慮を求めた。

また、大澤伸一郎専務理事が、中小企業における課題として「コスト上昇・米国関税」「賃金引上げ」「人手不足・生産性向上」「中小企業組合の活性化・機能強化」「本会財政基盤の確立」を挙げ、令和8年度群馬県補助金の増額を要望した。



石川副会長(奥)と大澤専務理事(手前)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金、ものづくり補助金、 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充!

- ・対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

<補助上限> 30万円～600万円 <助成率> 3/4 ～ 4/5

<助成対象経費の例> 機器・設備の導入: POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
経営コンサルティング: 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他: 顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先 業務改善助成金コールセンター: 0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

<対象となる方>

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①正社員化コース | ④賃金規定等共通化コース |
| ②障害者正社員化コース | ⑤賞与・退職金制度導入コース |
| ③賃金規定等改定コース | ⑥社会保険適用時処遇改善コース |
| ⑦短時間労働者労働時間延長支援コース | |

<支援内容> ※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

詳しくはこちら



問合せ先 都道府県労働局

※助成額は令和7年度の内容です

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に
対する加点も実施。

拡充!

- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限: 最大450万円

補助率: 1/2～4/5

問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター:
0570-666-376

詳しくはこちら



中小企業省力化投資補助金(一般型) ものづくり補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する
加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限: 最大1億円 ※従業員数による

補助率: 1/3～2/3

詳しくはこちら



問合せ先 中小企業省力化投資補助
事業 コールセンター:
0570-099-660

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する
加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限: 最大4,000万円

補助率: 1/2～2/3

詳しくはこちら



問合せ先

ものづくり補助金事務局サポート
センター: 050-3821-7013